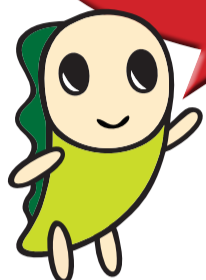


杉並区との契約で働く皆さまへ

令和5年4月以降の労働報酬下限額は、

1時間あたり

1,138円



※区では「杉並区公契約条例」において、この最低賃金を「労働報酬下限額」として呼んでいます。
※東京都の最低賃金は、1時間あたり1,072円(令和5年4月1日現在)

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください。

※下限額を下回っている場合は、区又は受託者等に申し出てください。

杉並区と締結した予定価格1千万円以上の次に掲げる業務又は指定管理協定に係る業務に従事する労働者が対象となります。

- 建物清掃業務 ●建物総合管理業務 ●学校用務業務 ●庁舎その他施設の警備業務及び巡回警備業務に関する契約 ●庁舎その他施設の受付業務 ●公園清掃業務 ●給食調理業務

杉並区公契約条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。

労働報酬下限額とは

予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限(最低)とすべき額のことです。労働報酬下限額については告示により変更になる場合があります。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記のQRコードから区公式ホームページをご確認ください。

杉並区総務部経理課契約係

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階
TEL03-5307-0612 FAX03-3312-2440

